

諫早市議会災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諫早市内において風水害や地震等の大規模災害が発生したときに、諫早市議会議員（以下「議員」という。）が、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図り、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 諫早市議会議長（以下「議長」という。）は、諫早市災害対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、諫早市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の編成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長（予算決算委員会委員長は除く。）をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の業務に従事する。

5 本部員は、議員（本部長、副本部長及び本部役員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の業務に従事する。

(本部の役割)

第4条 本部の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認
- (2) 議員からの災害情報等の把握及び集約
- (3) 前号で集約した災害情報等の対策本部への提供
- (4) 対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供
- (5) 必要に応じ、国・県等への要望活動を行い、市の復旧・復興への取り組みを支援すること
- (6) その他本部が必要と認める事項

(議員の役割)

第5条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部からの情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、必要に応じて本部に連絡すること。
- (4) 地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事し、必要があるときは、市対策本部に従事することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。